

(案)

乗務後自動点呼要領案に関する意見募集について

令和4年11月24日
国土交通省
自動車局

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められています。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、事業用自動車総合安全プラン2025において、「自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討」するとされたこと等を踏まえ、令和3年3月に産学官の有識者で構成された運行管理高度化検討会を設置し、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めてきたところです。

今般、同検討会において、乗務後自動点呼に使用する機器・システムの要件などの機器の認定要件、運用上の遵守事項等であって、対面での点呼と同等の確実性を担保するために必要となる項目をとりまとめ、別紙の通り定めました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対するご意見を募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

乗務後自動点呼要領について（別紙）

2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局安全政策課において配布

3. 意見募集期間

令和4年11月24日（木）～令和4年12月7日（火）（必着）

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

(案)

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-jidoshaansei@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

③ FAX

FAX番号 03-5253-1638

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局安全政策課 上田・小西

電話番号（直通） 03-5253-8566

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41625・41613）

(案)

(意見提出様式)

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

乗務後自動点呼実施要領に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	